破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第４５号
山口県光市大字岩田210番地
破産者　鶴田　信嗣
1　決定年月日　平成23年９月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第３７号
宮崎県日向市大字財光寺124番地１
破産者　森田　千栄（旧姓野田）
1　決定年月日　平成23年９月21日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２３年（フ）第１０号
愛媛県今治市菊間町田之尻748番地、住民票上の住所愛媛県松山市本町６丁目６番地７ロータリー本町1207号、前住所愛媛県松山市山越１丁目８番３号　サンアイハイツ501号
破産者　保手濱勇造
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

平成１８年（フ）第８５８号
宮崎県宮崎市大塚町地蔵田4610番地３
破産者　田原多鶴子
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２１年（フ）第２６５号
長崎県諫早市川床町538番地　ハイツ小山台Ｂ102、破産手続開始決定時の住所長崎県大村市杭出津２丁目686番地３　ハイエスト大村401号
破産者　原田　正義
1　破産債権の届出期間　平成23年10月21日まで
2　一般調査期日　平成23年11月30日午後４時15分
平成23年９月21日
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２３年（フ）第５８７号
滋賀県草津市野村２丁目11番23号　クレベール305号室、住民票上の住所兵庫県西宮市堀切町５番22号
破産者　岩崎　哲雄
1　破産債権の届出期間　平成23年10月24日まで
2　一般調査期日　平成23年11月24日午後３時30分
平成23年９月21日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２３５号
名古屋市千種区振甫町２丁目50番地の８
破産者　市橋　義孝
1　破産債権の届出期間　平成23年10月26日まで
2　一般調査期日　平成23年12月14日午後４時
平成23年９月21日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９７６６号
大阪府和泉市鶴山台３－４－７－102、開始決定時の住所奈良市学園緑ケ丘２丁目７番19号
破産者　山村　孝幸
1　破産債権の届出期間　平成23年10月28日まで
2　一般調査期日　平成23年12月５日午後４時
平成23年９月21日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３５９号
埼玉県入間市宮寺3190番地39
破産者　有限会社フクハラ
1　破産債権の届出期間　平成23年10月31日まで
2　一般調査期日　平成23年11月９日午後２時10分
平成23年９月21日
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４１６３号
大阪府松原市上田３丁目６番20号アーベイン松原908号、開始決定時の住所大阪市東住吉区中野１丁目２番21号
破産者　萬野　喜之
1　破産債権の届出期間　平成23年10月31日まで
2　一般調査期日　平成23年12月12日午後４時
平成23年９月21日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８５９号
さいたま市西区指扇551―11、住民票上の住所さいたま市西区大字指扇441番地２
破産者　長塚惠美子
1　破産債権の届出期間　平成23年11月４日まで
2　一般調査期日　平成23年12月13日午後３時
平成23年９月20日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第９７７号
埼玉県川口市朝日１丁目22番27号、前住所埼玉県吉川市中野351番地４
破産者　増尾由美子
1　破産債権の届出期間　平成23年11月８日まで
2　一般調査期日　平成23年12月19日午前10時45分
平成23年９月20日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第９９３３号
大阪府摂津市庄屋２－３―18―302、開始決定時の住所大阪府摂津市鳥飼新町２丁目25番２号
破産者　佐々木哲也
1　破産債権の届出期間　平成23年11月８日まで
2　一般調査期日　平成23年12月８日午後３時30分
平成23年９月21日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９３２号
さいたま市見沼区大字東門前472番地10
破産者　大沢　　健
1　破産債権の届出期間　平成23年11月９日まで
2　一般調査期日　平成23年12月20日午前11時45分
平成23年９月20日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

破産債権の特別調査期間

平成２０年（フ）第５３５３号
東京都新宿区西新宿３丁目３番11号、商業登記簿上の本店所在地東京都渋谷区代々木１丁目38番18号
破産者　株式会社育英
特別調査期間　平成23年10月24日から平成23年10月26日まで
平成23年９月22日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２３年（フ）第１６号
山口県阿武郡阿武町大字奈古3421番地の１
破産者　長安　秀治
異議申述期間　平成23年10月25日まで
平成23年９月21日　　山口地方裁判所萩支部

平成２３年（フ）第３９２１号
大阪府摂津市鳥飼上３丁目20番41号
破産者　松井　惠子
異議申述期間　平成23年11月14日まで
平成23年９月21日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６４号
宮崎県都城市高崎町縄瀬1580番地
破産者　米沢建設株式会社
異議申述期間　平成23年11月22日まで
平成23年９月22日　宮崎地方裁判所都城支部

免責審尋期日

平成２３年（フ）第１２１５７号
大阪府大阪市浪速区元町２丁目12番16号　志ビル502号
破産者　楠　　恒男
審尋期日　平成24年１月18日午前11時
平成23年９月21日
東京地方裁判所民事第20部